

大館市農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 10 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 2 時 00 分 開会			
		場 所	比内総合支所 3 階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（14 名）						
3 番	岩澤 トシ子	11 番	小畑 美恵子			
4 番	富樫 俊昌	12 番	嶋田 久美子			
5 番	伊藤 昇	14 番	渡邊 久留美			
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂			
8 番	安部 幸美	16 番	阿部 重信			
9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司			
10 番	石山 元一	19 番	小畑 純市			
3. 欠席委員の氏名（ 5 名）						
1 番	高坂 千悦	2 番	渡邊 久雄	6 番	菅原 一成	
13 番	藤原 信雄	18 番	藤盛 久登			
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		局 長	渡辺 孝義			
		次 長	杉沢 英紀			
		主 査	伊藤 勇功			
6. 議事録署名委員		7 番	小林 大樹	9 番	斎藤 重春	
7. 書記		杉沢 英紀				

報 告 ・ 議 案	
報告第 13 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 31 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 32 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 33 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 34 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第 35 号	小委員会所属委員（案）の選任について

次長

会議に先立ちまして、資料の訂正をお願いいたします。26 ページの議案第 35 号と裏面の 27 ページとなりますが、訂正の資料を配布しておりますので、差し替えをお願いします。

定刻より少し早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

はじめに、本日の出席者数を報告します。

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 14 名の出席であります。よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、1 番 高坂 千悦 委員、2 番 渡邊 久雄 委員、13 番 藤原 信雄 委員、18 番 藤盛 久登 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。また、6 番 菅原 一成 委員より、所用により遅れるとのことでありましたことをご報告いたします。

次に会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

次長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査を行います。大館市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号7番 小林 大樹 委員、議席番号9番 斎藤 重春 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第14号まで一括して事務局から説明願います。

局長

業務報告に入る前に、先の委員会でお話ししましたとおり総会ごとに事務局職員を参加させていただきます。本日は、伊藤主査です。

業務報告に入ります。1ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席状況であります。5月16日(木)市町村農業委員会新任事務局長研修会・市町村農業委員会事務局長会議(秋田市開催)局長出席、6月21日(水)秋田県農業会議 第99回常設審議委員会・秋田県農業会議 第9回通常総会・秋田県農業会議 第41回理事総会(秋田市開催)会長出席、以上となります。

2ページをお開きください。

報告第13号 農用地利用集積等促進計画の認可について

次のとおり、大館市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

令和6年7月10日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

3ページをお開きください。

内訳となります。令和6年4月15日に行われた本総会において、議案第20号の意見聴取で異議なしとして可決した案件の報告となります。

4ページをお開きください。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

次のとおり、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知が

あったので報告する。

令和6年7月10日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

5ページをお開きください。

解約理由としては、他に貸すため5件、耕作不便3件の計8件であります。
田の28筆、面積は27,426㎡であります。

内訳については、6ページのNo.158～No.160に続き、7ページのNo.161～162
までが他に貸すためであります。

7ページ下段のNo.163から8ページのNo.165までが耕作不便であります。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

7番(小林 大樹 委員)

耕作不便で返された、借りるのをやめたのが3件あるが、このうち中間管理機構との契約が2件ある。次に借りるのは中間管理機構と農業委員会とどちらが探すことになるのか。

事務局(渡辺局長)

中間管理機構の契約の場合、1次保有地として中間管理機構が預かって相手方を探しますが、どうしても見つからない場合は所有者に返還となります。見つかった場合は、先の総会でも説明しましたが、再配分として賃貸借の契約をします。

7番(小林 大樹 委員)

中間管理機構で借主を探すということで良いか。

事務局(渡辺局長)

そのとおりです。

7番(小林 大樹 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かございませんか。

16 番(阿部 重信 委員)

No.164 とNo.165 は同じ場所ですか。地番と面積が一緒です。貸し人の名前が違っているがどう見るのが正しいのか。

事務局(渡辺局長)

記載誤りです。後日訂正版を送付します。誤記載ということでご了承願います。

16 番(阿部 重信 委員)

後ほどお待ちしております。

議長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、議事に移ります。

～異議なしの声多数有り～

議長

初めに、議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

9 ページをお開き願います。

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

10 ページをお開き願います。

内訳は、新規就農の 1 件と受贈の 1 件で、田の 1 筆、畑の 1 筆、合計面積

は 3,280 m²であります。

11 ページをお開き願います。No.23 は新規就農で畑 1a、No.24 は受贈となっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。別に配布されるものですが、ただいま配布します。お手元に届いたかと思えます。別添表裏になっております。農地法第 3 条の調査書となります、どちらの案件についても、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 31 号 No.23～24 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

16 番(阿部 重信 委員)

No.23 の八代さん新規就農ですが、何をやられるのかなど何か情報がありましたら教えてください。

事務局(杉沢次長)

八代さんからは、トマト・きゅうり・ほうれん草ということで申請書を提出されています。

16 番(阿部 重信 委員)

露地ですか。

事務局(杉沢次長)

そのとおりです。

議長

現地確認は、私と伊藤委員が行きました。伊藤委員は前日に訪問して大方聞き取りして詳しく知っておりますので、掻い摘んで説明していただきます。

5 番(伊藤 昇 委員)

高齢ではありました。新規就農ではありますが、経験豊富な方で広くはないけど露地で作付けをするとのことでした。野菜の作付けについて、1 種類

を集中してやるというわけではなく、バリエーションをもってやるとのこと。
会長も話を聞いて、経験豊富なので間違いなく出来るものと見てきました。

16 番(阿部 重信 委員)

大きく商売をやるというわけではないのか。

5 番(伊藤 昇 委員)

そこまでは確認していません。

16 番(阿部 重信 委員)

家庭菜園程度なのか、直売所出荷などか。

議長

出荷などは考えていないようで、自家用や子供さん方、近所への提供を中心に考えているようです。

16 番(阿部 重信 委員)

わかりました。

議長

非常にまめな方で、雑草を探すのが大変なくらいきれいに管理していました。私たちはとても真似出来ないくらいきれいにしていました。

16 番(阿部 重信 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かございませんか。ないようですので、議案第 31 号 No.23～24 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請の送付について議題をとします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

13 ページをお開き願います。

内訳ですが、一般住宅敷地への転用の 1 件です。畑の 1 筆、合計面積 449 m²であります。

14 ページをお開き願います。No.11 です。このあと現地確認の報告があります。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.11 の現地調査の結果を議席番号 3 番の 岩澤 トシ子 委員よりご報告願います。

3 番の 岩澤 トシ子 です。

議案第 32 号No.11 について、去る 7 月 1 日に高坂 千悦 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は市営住宅に住んでいるが、父親から農業を引き継ぐために、近くに移り住むことを決め、土地を探していたところ譲渡人から農地を譲っても良いとのことで、購入し一般住宅を建設しようとするものです。

申請地は 15 ページの位置図になります。

この場所は、長坂集会所から西に約 160mにあり、住宅付近で周辺農地が 10ha 未満の小集団の生産性の低い第 2 種農地で、保全管理されておりました。

16 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、盛土は行わず整地をし、北側は土留め擁壁があり、西側は、宅地との高さを合わせ、東側、南側は素掘り側溝とし法面は安定勾配をとり緩衝帯を設け、土砂流出を防ぎます。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、岩澤 トシ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 32 号№.11 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

19 番(小畑 純市 委員)

平面図に「バーベキュー」と記載があるが必要なのか。どういう理由で記載が必要になるのか。

事務局(杉沢次長)

申請時に添付されていた建築確認申請時の図面をそのまま使用したため記載されています。

19 番(小畑 純市 委員)

建築確認では記載が必要になるのか。

事務局(杉沢次長)

記載する必要はないと思います。

19 番(小畑 純市 委員)

わかりました。

3 番(岩澤 トシ子 委員)

若いから載せたんだと思います。

19 番(小畑 純市 委員)

わかりました。

議長

ほかに何かございませんか。

14 番(渡邊 久留美 委員)

15 ページの地図に申請地が表示されていますが、変な形で残っている農地は作付けされていますか。

3 番(岩澤 トシ子 委員)

花は植えられていました。他人の土地であまり植えられてはいなかったけど、少し手入れはしていて、雑草はそんなに生えていませんでした。まわりには花が植えられていました。

14 番(渡邊 久留美 委員)

まわりは遊休農地でなく作付けしているような状況でしたか。

3 番(岩澤 トシ子 委員)

作付けしているような感じではなかったけど、野菜は少し植えているようでした。お花はきれいに植えているのは確認しています。

14 番(渡邊 久留美 委員)

整理されていないいろんな区画の農地に見える。

3 番(岩澤 トシ子 委員)

きちんと耕していて、林みたいになっていませんでした。

14 番(渡邊 久留美 委員)

わかりました。

議長

石山委員はなにかわかりませんか。

10 番(石山 元一 委員)

わかりません。

議長

石山委員の地元とは正反対ですね。

10 番(石山 元一 委員)

国道 7 号線から見ると法面が急で、高いところにある市道と国道が並行して走っていて、約 20m くらいの高低差である。そのためあまり利用がない。住宅は点在している。

位置図で見ると土地があるように感じるが法面かもしれない。

計画平面図では、サイドと後ろに擁壁を設置しているので土地は高いと思う。
斜面なので、草刈はしていると思うけど、利用価値はあまりない。

議長

ありがとうございました。ほかに何かございませんか。

ないようですので、議案第 32 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 33 号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページとなります。

議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

18 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積計画（第 4 号）であります。

契約期間 1 年が 2 件、3 年が 3 件、5 年が 2 件、6 年が 6 件、10 年が 39 件

で、合計件数 52 件、田の合計面積 160,495.24 m²、畑の合計面積 9,832.00 m²、総合計面積 170,327.24 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、19 ページから 22 ページまでの内訳をご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件はすべて確認済みであることを申し添えます。

以上ご審議よろしく願いいたします。

議長

本案件については、事務局からシナリオをもらっていましたが、議案に係する高坂千悦委員が今日欠席となり、一部手直しがありますのでよろしくお願いします。議案では高坂委員に関する案件がありまして、それも含めての審議となりますのでよろしくお願いします。

議案第 33 号 新-343～394 について審議します。高坂委員の分も含まれています。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 33 号 新-343～394 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

議案第 33 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 34 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

23 ページをお開き願います。

議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農
用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があった
ので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

24 ページをお開き願います。令和 6 年度農用地利用集積等促進計画（第 4
号）についてであります。契約期間、2 年が 1 件、14 年が 1 件、合計件数は
2 件で、すべて畑で面積は 4,018 m²となります。内訳については 25 ページに
記載されております。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 33 号 権-25～26 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 33 号 権-25～26 について、原案のとおり決
してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 35 号『大館市農業委員会小委員会委員の指名（案）につい
て』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

先ほど訂正資料でお送りしました別添の資料をお開きください。

議案第 35 号 大館市農業委員会小委員会委員の指名（案）について
大館市農業委員会小委員会設置要領第 3 の規定に基づき、別紙のとおり各小委員会の委員を指名する。

令和 6 年 7 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

次ページをご覧ください。指名の名簿であります。皆さんご存じのとおり
ありますが、全員横にスライドという形で記載させていただいております。
よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 35 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 35 号について原案どおり決してご異議ござい
ませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

28 ページをお開き願います。

当面の行事予定であります。本会主催以外の会議等については、7 月 25
日(木)秋田県農業会議 第 100 回常設審議委員会 秋田市で会長出席予定で
す。先ほどの小委員会の名簿の案ですが、7 月 29 日に会議の召集を予定して
おります。8 月 1 日(木) 令和 6 年度市町村農業委員会県北地区研修が大館市

で行われます。出欠報告が 19 日までとなっております。以上よろしく願いします。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

16 番(阿部 重信 委員)

7 月 18 日の年金の研修はこの行事には関係ないのでしょうか。いつもは記載されていました。

局長

大変申し訳ありません。記載漏れということで至急差し替え対応とさせていただきます。

7 番(小林 大樹 委員)

8 月 1 日の研修については、今日返事をしてもいいのか。それとも、個人で連絡が必要か。

事務局(杉沢次長)

欠席者だけ連絡をもらうこととしています。

7 番(小林 大樹 委員)

黙っていればいいということですね。

議長

6 月 28 日に秋田県女性協の研修会が行われ、その席上で渡邊久留美さんが正式に監事に選任されました。というお話を聞いております。

議長

ほかに何かありませんか。

皆さんから聞いておきたいことはありませんか。

5 番(伊藤 昇 委員)

小委員会の委員はスライドで変わるとのことだが、委員長と副委員長はいつ決めるのですか。

議長

いま日程等で説明ありましたが、今日の総会で委員を決めたので、7 月 29

日の合同会議に委員長と副委員長を決めていただきます。

5 番(伊藤 昇 委員)

わかりました。

7 番(小林 大樹 委員)

合同会議のテーマは何ですか。

事務局(杉沢次長)

委員長と副委員長の決定と積立金の予算の関係と作柄調査についてです。

7 番(小林 大樹 委員)

わかりました。

事務局(渡辺局長)

農地利用最適化推進委員を農政推進委員に委嘱することについて説明

議長

今の局長の説明に何か聞きたいことはありますか。この件については、事前に相談を受けておりまして、農地利用最適化推進委員の方々がなかなか活躍の場がないということで、より一層地域に根差して活動していただけるといことで良いことだと考えております。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

次長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を終了いたします。

午後 2 時 45 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月10日

議 長

議事録署名委員 7 番

議事録署名委員 9 番

農 地 法 第 3 条 調 査 書

議案第31号 No.24		所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字土渕・・・	
申請者	譲渡（貸）人	住 所	氏 名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住 所	氏 名
		大館市比内町扇田字大谷地・・・	△△ △△
作 成 者		農業委員会事務局	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第 2 項 第 1 号 (全部効率利用)	譲渡(貸)人が譲受(借)人に一部を経営移譲するものである。親族の所有者する経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第 2 項 第 2 号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第 2 項 第 3 号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第 2 項 第 4 号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第 2 項 第 5 号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第 2 項 第 6 号 (地域調和)	申請地は、いままで譲渡(貸)人が耕作してきたが、譲受(借)人が新規就農者となり譲渡(貸)人の一部の農地を移譲して営農する計画である。 本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的就業的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの と考える。 なお、7月1日、渡邊 久雄 農業委員と渡邊 修一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない